

規 約

群馬県剣道連盟

群馬県剣道連盟規約

第1章 総 則

- 第1条 本連盟は、群馬県剣道連盟（以下単に連盟という）と称し、事務局を、前橋市内におく。
- 第2条 本連盟は、剣道、居合道、杖道（以下単に剣道と総称する）愛好者をもって組織する。
- 第3条 本連盟は、（一財）全日本剣道連盟および（公財）群馬県スポーツ協会に加入する。

第2章 目的と事業

- 第4条 本連盟は、剣道を通じて心身を錬磨し、人間形成に資するとともに会員及び関係者相互の親睦を図り、健全なる剣道の普及発展を目的とする。
- 第5条 本連盟は、目的達成のために次の事業を行う。
1. 剣道の普及振興に関する諸事業
 - (1) 各種大会の開催
 - (2) 研究会、講習会等の開催
 - (3) 選手の育成強化と指導者の養成
 - (4) 各種大会、講習会等への派遣
 2. 剣道、居合道、杖道の調査、研究、指導
 3. 剣道の称号、段級審査
 4. 他の体育、スポーツ機関及び団体との連絡協調
 5. 個人及び団体に対する表彰
 6. その他、目的達成に必要な諸事業

第3章 機 関

- 第6条 本連盟に次の機関をおく。
- | | |
|-------------|-----------|
| (1) 総 会 | (2) 常任理事会 |
| (3) 理 事 会 | (4) 本部役員会 |
| (5) 審 議 員 会 | |

第7条 会議は総て会長が召集し、議長となる。

第8条 総会は本部役員、県内各支部長、支部役員（3名以内）、職域部会代表者、及び役員（3名以内）をもって構成し、毎年1回定期に開催する。但し、必要に応じて常任理事会の議を経て、臨時総会を開催することが出来る。

第9条 本部役員会、常任理事会、理事会、審議員会は、必要に応じて開催する。

1. 本部役員会は、本連盟の執行機関として諸行事に当たり、対外的な要務を処理する。
2. 常任理事会、理事会は、本部役員と共に諸事業、会務の主要事項を審議、決裁する。
3. 審議員会は、審査に関する諸規定、称号、段位（6段以上）の審議、推薦をする。
4. 本部役員の構成は、会長、副会長、理事長、副理事長、事務局長、会計とする。

第4章 役員

第10条 本連盟に次の役員をおく。

- | | | |
|--------------------|--------------|--------------|
| (1) 会長 1名 | (2) 副会長 若干名 | (3) 理事長 1名 |
| (4) 副理事長 3名 | (5) 常任理事 若干名 | (6) 理事 若干名 |
| (7) 審議員 若干名 | (8) 事務局長 1名 | (9) 事務局次長 2名 |
| (10) 会計 2名 (1名は補佐) | (11) 監事 3名 | |
| (12) 事務局員 若干名 | | |

第11条 役員を選出

1. 会長、副会長、理事長は総会において選出する。
2. 副理事長、事務局長、会計は会長が推薦し、総会の議決により選出する。
3. 審議員は、教士7段以上の資格を有する者で、会長が指名し、総会で承認を得なければならない。
4. 常任理事は、各支部長と職域部会代表者、会長の推薦者（5名以内）とする。
5. 理事は、各支部と職域部会から夫々3名以内を推薦し、会長が任命する。
6. 監事は、会長が推薦し、総会の議を経て選出する。
7. 事務局次長、会計補佐及び事務局員は、会長が委嘱する。
8. 本連盟の全ての役員の任期は、2ヶ年とし、再任を妨げない。役員に欠員を生じた場合は、常任理事会で選出し、その任期は、前任者の残任期間とする。

第12条 本連盟に顧問、名誉会長、参与をおくことが出来る。

1. 顧問、名誉会長、参与は、会長が推薦し、常任理事会に諮り、総会の承認を得て決定する。

2. 顧問、名誉会長、参与は重要会務について、会長の諮問に応じ、常任理事会に出席して意見を述べることができる。

第13条 役員の仕事

1. 会長は、本連盟を代表する。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長事故ある時は、その職を代行する。
3. 理事長は会長の命を受け、本連盟の事業運営に当たり、副理事長は理事長を補佐する。
4. 常任理事及び理事は、本連盟の議決機関として、事業の運営に関する諸事を審議決定し、事業執行の円滑なる運営に協力する。
5. 事務局長は、本連盟の事務を処理し、事務局次長は、事務局長を補佐する。
6. 会計は、本連盟の会計業務を処理する。
7. 事務局員は、事務局長に従い、事務運営に従事する。

第14条 監事は、本連盟の会計及び運営を監査する。

第5章 組織

第15条 本連盟は、県内各郡市に支部及び職域部会をおき、本部と連絡しつつ本連盟の主旨に則り、支部及び部会活動を行うことができる。
支部及び職域部会規則は、別に設ける。

1. 郡市支部

前橋支部 高崎支部 桐生支部 伊勢崎佐波支部 利根・沼田支部 藤岡・多野支部 渋川・北群馬支部 新田・太田支部 館林・邑楽支部 吾妻支部 甘楽・富岡支部 安中・碓氷支部 みどり支部

2. 職域部会

群馬県警察 前橋刑務所 群馬県高体連剣道専門部 群馬県中体連剣道専門部 女子部

第6章 会計

第16条 本連盟の事業運営に要する費用は、次の収入をもって支弁する。

1. 支部負担金
2. 入会金
3. 段級称号審査料
4. 合格登録料
5. 補助金
6. 寄付金
7. その他収入

第17条 本連盟の収支決算及び事業計画は、会長が編成し、常任理事会の議決を経て、監事の意見を添えて総会の承認を受けるものとする。

第18条 本連盟の会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

付 則

本改正は、平成 28 年 5 月 28 日より施行する。

昭和 27 年 12 月 制定

同 31 年 4 月 1 日 全面改定

同 42 年 4 月 1 日 一部改定

同 51 年 4 月 1 日 同

同 59 年 4 月 1 日 同

平成 3 年 6 月 8 日 全面改定

同 7 年 5 月 26 日 一部改定 (第 10 条 2 項、副会長 5 名以内に変更)

同 11 年 5 月 22 日 同 (第 2 条、杖道を追加)

同 12 年 5 月 27 日 同 (第 15 条、2 項女子部追加)

同 21 年 5 月 30 日 同 (第 10 条 2 項、副会長若干名に変更)

同 同 同 (第 15 条順不同を削除)

同 23 年 10 月 1 日 同 (第 3 条 群馬県スポーツ協会に変更)

同 24 年 5 月 26 日 同 (第 10 条 9 項 事務局次長 2 名に変更)